

新居浜市地域公共交通総合連携計画書

平成23年3月作成
平成26年3月変更（案）
新 居 浜 市

目 次

はじめに 新居浜市都市交通体系構築の流れ	・ ・ ・	2
1 公共交通（バス）の現状と課題	・ ・ ・	4
2 新居浜市地域公共交通総合連携計画の対象区域	・ ・ ・	10
3 新居浜市地域公共交通総合連携計画の基本方針	・ ・ ・	10
4 新居浜市地域公共交通総合連携計画の目標	・ ・ ・	10
5 各事業の概要及び実施主体	・ ・ ・	11
6 計画期間	・ ・ ・	17
7 法第6条に定める協議会の有無	・ ・ ・	17
8 法第5条第6項に定められている関係者との協議	・ ・ ・	17
9 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映	・ ・ ・	17

はじめに 新居浜市都市交通体系構築の流れ

本市では、国道11号新居浜バイパスの整備、新居浜駅前土地区画整理事業による道路整備など、交通基盤が着実に整備され、利便性の向上、渋滞緩和、安全性の確保が図られています。しかし、バス公共交通の空白地域が多く存在し、移動の手段が確保されていないこと等、解決しなければならない課題は数多く残っています。

さらに、時代が変化する中、新居浜市においても少子高齢化の進行、また、地球環境問題への対応など、都市や交通の環境も大きく変化しています。

そのため、平成21年3月に新居浜市都市交通マスタープランを策定して、20年後（平成40年度）を見据えた都市交通施策などを掲示し、今後、この施策に沿って事業を推進することにより、誰もが安心して便利に移動できる交通体系の確立を目指すことといたしました。

都市交通マスタープランでは、新居浜市が目指すべき交通体系の基本理念を「人・環境にやさしく、産業を支える交通のまち」とし、それを実現するために、「人や環境にやさしい交通の実現」「多様な連携を支える質の高い交通の実現」「まちなかの魅力を高め、都市の活力を向上させる交通の実現」という基本目標を定めて、公共交通計画、道路網計画、交通需要管理計画を立案しております。

また、都市交通施策については、行財政状況の変化、新たな都市交通課題の出現、地域住民や関係機関との調整などの社会状況の変化に柔軟に対応しながら、効率的かつ効果的に推進することが求められるため、都市交通マスタープランと合わせ、平成21年3月に、都市交通マスタープランで立案された都市交通施策の10年間（平成21年度～30年度）の実行計画となる、新居浜市都市交通戦略を策定し、重点的、効率的な施策展開を図っており、平成25年10月には、既存バス路線の見直しを実施いたしました。

さらに、高齢社会に対応し、とりわけ高齢者や障害者等の交通弱者の移動手段の確保を目指す施策を実現するため、平成23年3月、地域公共交通活性化・再生に関する法律に基づき、新居浜市地域公共交通総合連携計画を策定し、平成23年度から25年度までを実施期間として、新居浜市デマンドタクシーの実証運行を実施してまいりました。

このような状況を踏まえ、平成26年度から、新居浜市都市交通戦略の最終年度である平成30年度までを新たな計画期間とする新居浜市地域公共交通総合連携計画を策定し、新居浜市デマンドタクシーの本格導入や、他の公共交通も含めた利用促進を図る事業等を実施していくことといたしました。

今後におきましても、新居浜市都市交通戦略と連携を図りながら、地域公共交通の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

新居浜市都市交通体系構築の流れ



1 公共交通（バス）の現状と課題

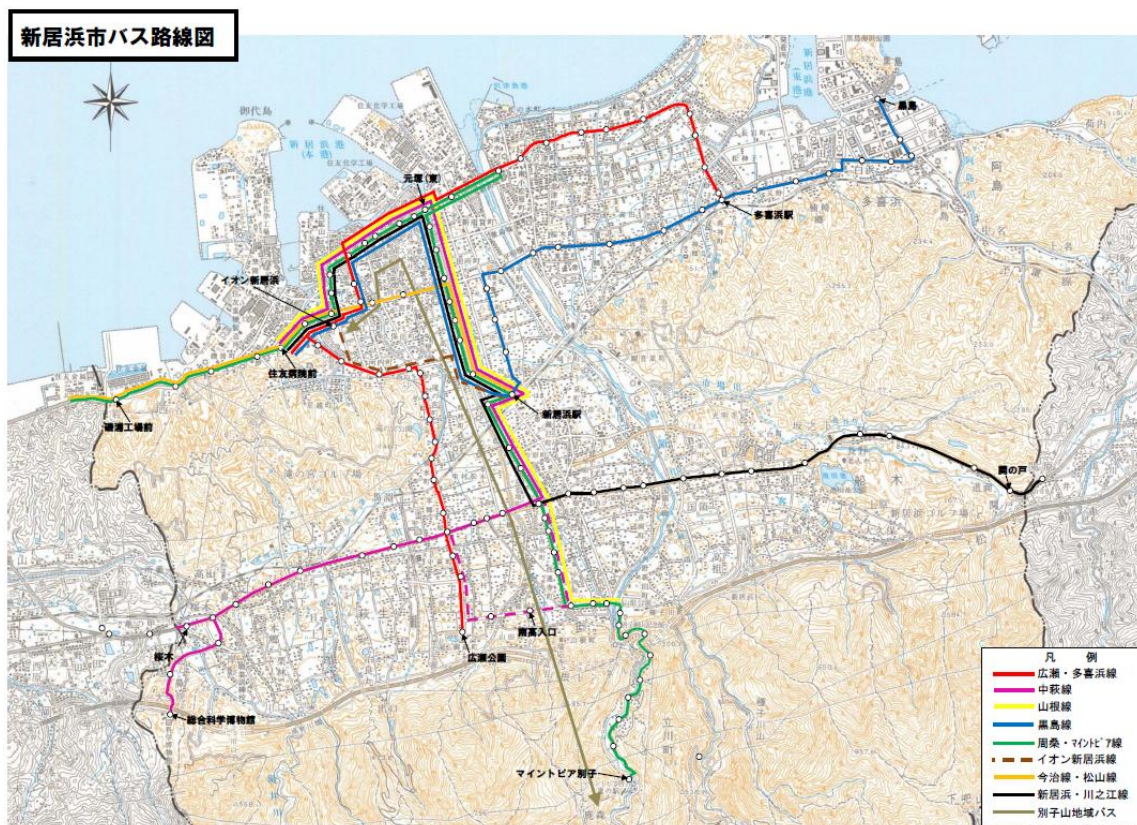
(1) バス路線は新居浜駅～住友病院に集中し、周辺部にバス交通空白地域が多数存在

新居浜市内には、他市からの乗り入れ路線と市内のみの路線があり、大部分は民間バス事業者が運行し、新居浜駅と住友病院を結節点として、路線網が形成されています。

また、平成25年10月に一部路線の経路変更を行い、新居浜駅から、中心市街地内に多く集積されている公共施設、商業施設、医療施設や交通拠点を結ぶルートが確保されました。

したがって、新居浜駅から中心市街地内のバス路線は便数も多く、比較的利便性が高いと言えますが、その一方周辺部である国領川から東側にあたる川東地区と、新居浜駅から南側にあたる上部地区には、バス停留所から300m以上離れている地域（バス交通空白地域）が多数存在し、中心市街地内の施設への移動が不便な状況にあります。そのため、これらの地域を対象に、平成23年1月から、デマンドタクシーの実証運行を実施しております。

また、平成18年4月から別子山地域バスが運行され、別子山地域から中心市街地までのバス路線が確保されています。

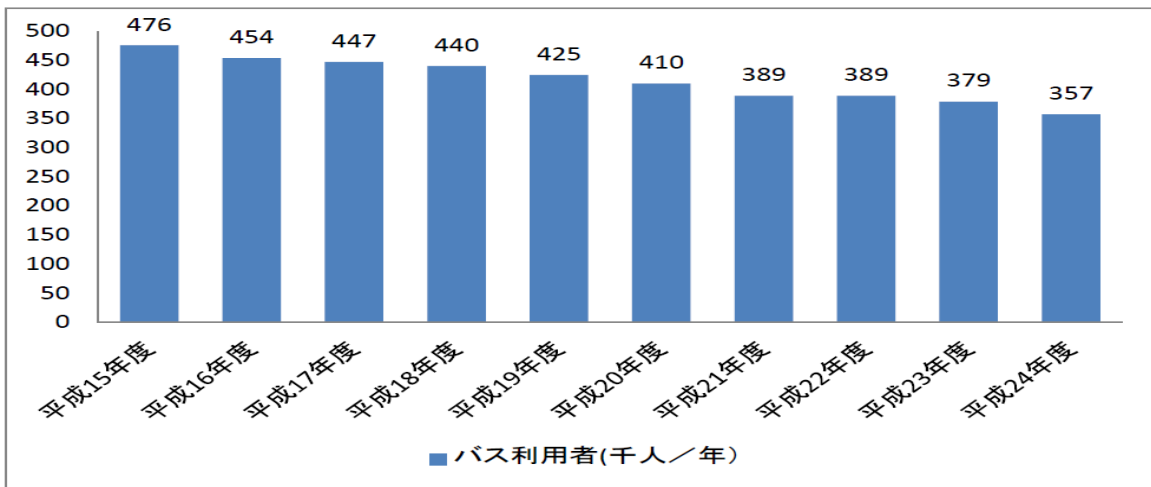


(2) 路線バスの利用者数は減少傾向

民間バス事業者が運行する路線バスの利用者は、過去10年においても減少傾向にあり、平成24年度の利用者数は357千人で、平成15年度の476千人と比べ25%も減って

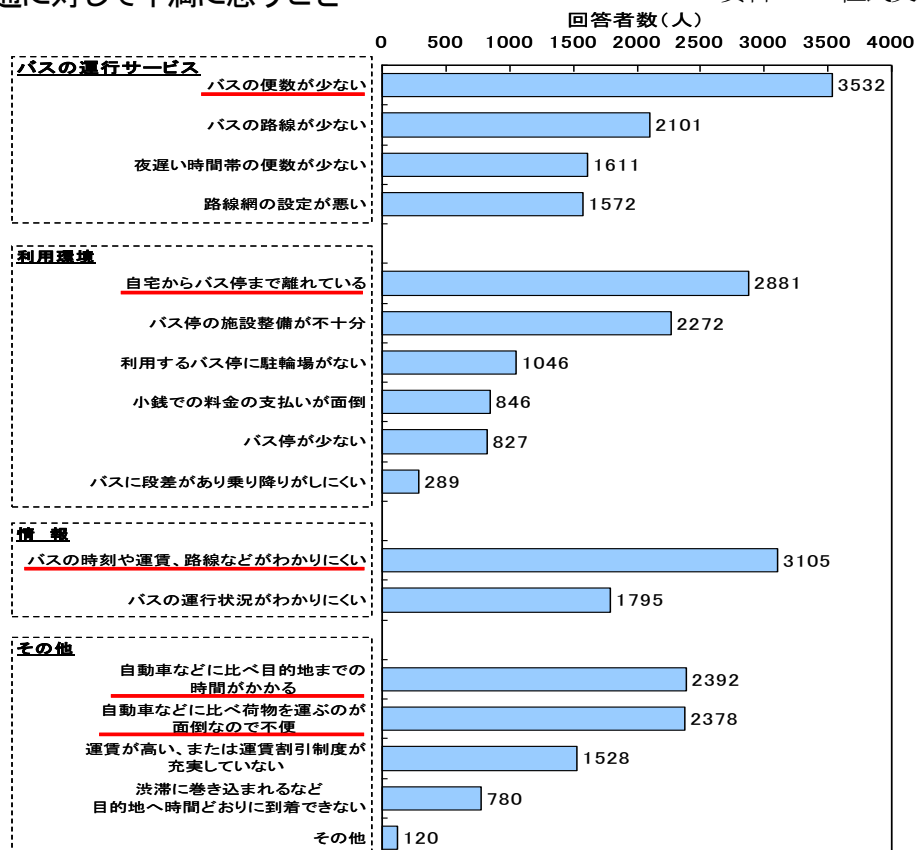
いるのが現状で、直近3か年では、平成22年度と比べ8%も減少しています。バス利用者を維持していくためには、公共交通の利便性を高めるとともに、市民一人ひとりが自分たちの生活交通を守っていくという意識を醸成し、バス離れに歯止めをかけることが重要となってきます。

平成25年10月の一部路線の経路変更により利便性が向上しましたが、平成19年度に実施した住民交通行動調査によると、運行サービスや利用環境のほか、情報提供（バスの時刻や運賃、路線などがわかりにくい）に対する不満が高くなっていることから、積極的に情報提供等を行い、公共交通の利用促進を図る必要があります。



●バス交通に対して不満に思うこと

資料：H19 住民交通行動調査



(3) これまでのデマンドタクシー実証運行結果

① 実施期間

平成23年1月～平成26年9月（予定）

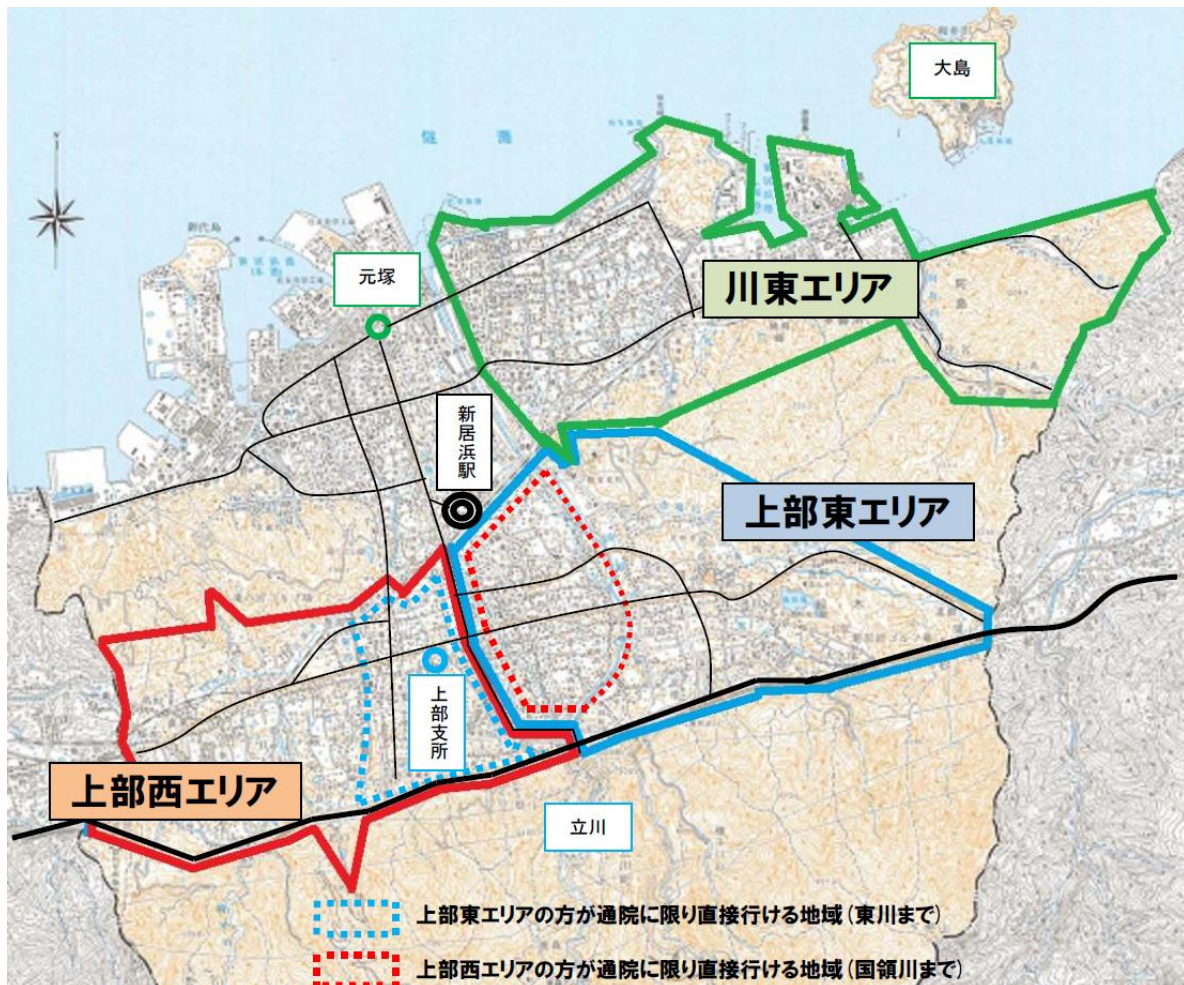
② 実施主体

新居浜市地域公共交通活性化協議会

③ 運行エリア

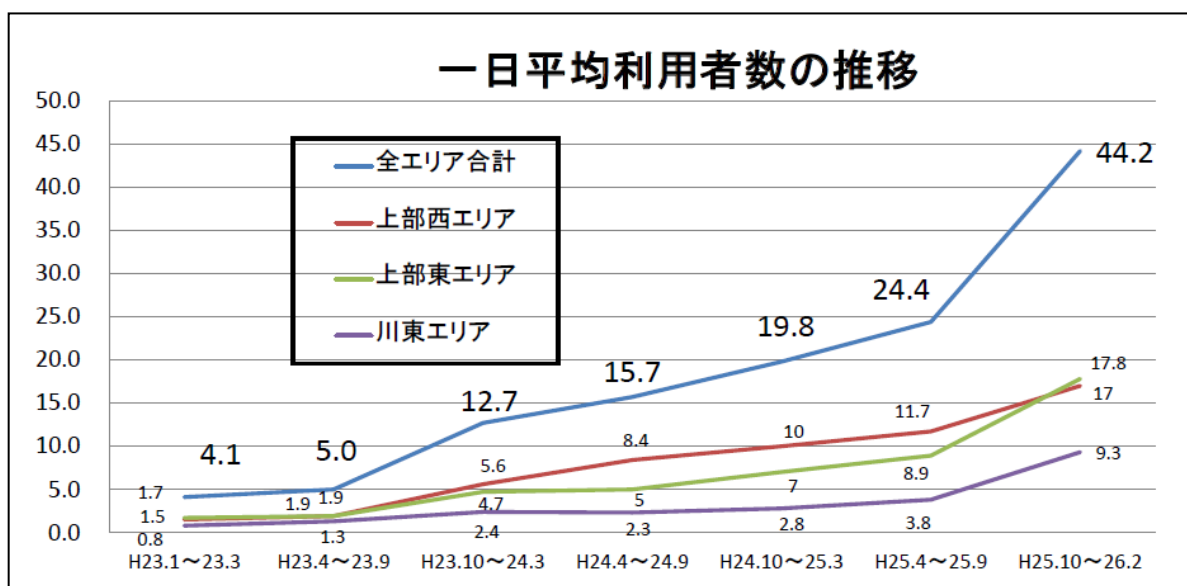
デマンドタクシーの運行エリアは、バス交通空白地域が集中する川東エリアと、上部地区を東西に分けた上部東エリア、上部西エリアの3エリアとし、各エリア内の自宅、交通結節点、医療・福祉施設、金融機関、商業施設、保育・教育施設、その他公共施設の間を運行した。なお、別途、中心市街地への移動のための交通拠点である新居浜駅などを、エリア外で直接行ける施設に指定した。

新居浜市デマンドタクシー実証運行エリア



④ 利用者数等の推移

年 月	実 施 内 容 等	結 果
平成23年 1月～	・荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域を対象として、試験運行を開始（一日6便運行）	H23.1～H23.3(3ヶ月)実績 ・登録者 389 人、 ・一日平均利用者数 4.1 人 ・一台平均利用者数 1.0 人
平成23年 4月～	・エリア外で直接行ける施設を追加（川東エリアの元塚バス停留所）	H23.4～H23.9(6ヶ月)実績 ・登録者 601 人、 ・一日平均利用者数 5.0 人 ・一台平均利用者数 1.1 人
平成23年 10月～	・時刻表の変更（一時間毎の8便に増便） ・予約締切時刻の緩和（2時間前まで） ・割引制度の拡充（介護者に対する割引・運転免許証自主返納者割引等）	H23.10～H24.3(6ヶ月)実績 ・登録者 704 人、 ・一日平均利用者数 12.7 人 ・一台平均利用者数 1.2 人 H24.4～H24.9(6ヶ月)実績 ・登録者 747 人、 ・一日平均利用者数 15.7 人 ・一台平均利用者数 1.3 人
平成24年 10月～	・予約締切時刻の緩和（1時間前まで）	H24.10～H25.3(6ヶ月)実績 ・登録者 776 人、 ・一日平均利用者数 19.8 人 ・一台平均利用者数 1.4 人 H25.4～H25.9(6ヶ月)実績 ・登録者 802 人、 ・一日平均利用者数 24.4 人 ・一台平均利用者数 1.6 人
平成25年 10月～	・利用対象地域を、川東地区、上部地区（別子山地区を除く）全域に拡大 ・予約締切時刻の緩和（30分前まで） ・通院に限りエリア外で直接行ける地域を設定（上部東・上部西エリア）	H25.10～H26.2(5ヶ月)実績 ・登録者 1731 人、 ・一日平均利用者数 44.2 人 ・一台平均利用者数 2.0 人



⑤ デマンドタクシー本格導入の可否に関する調査結果

デマンドタクシー本格導入の可否判断の参考とするため、平成26年1月15日から1月31日までの間、平成25年12月末現在の利用登録世帯（990世帯）及び20歳以上の市民（2,000人）に対し、デマンドタクシー本格導入の可否についてアンケートを実施した。回収率は、登録世帯が52.4%（519世帯）、市民が36.5%（730人）であった。

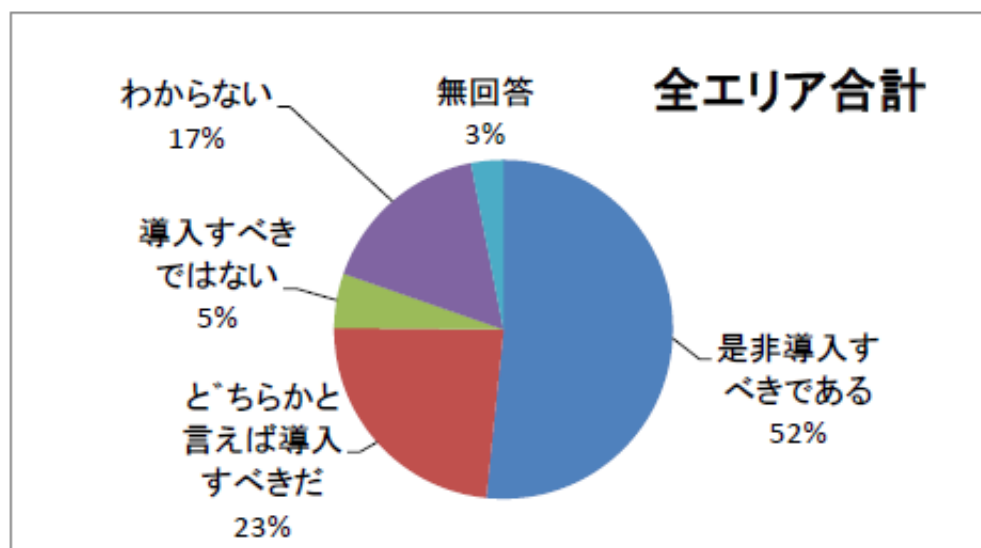
アンケートの設問は、「①ぜひ導入すべきである ②どちらかと言えば本格導入すべきだ ③本格導入すべきでない ④わからない」の内から一つを選ぶもので、①又は②を選ばれた割合が、登録世帯約75%、市民約65%、逆に、③を選ばれた割合が、登録世帯5%、市民3%であった。

○登録世帯アンケート結果

回答の内訳は、「ぜひ本格導入すべきである」が約52%、「どちらかと言えば本格導入すべきだ」が約23%、「本格導入すべきでない」が約5%、「わからない」が約17%であり、「ぜひ本格導入すべきである」と「どちらかと言えば本格導入すべきだ」を合わせると、約75%の登録世帯が、本格導入を望んでいることが分かる。

なお、エリア別にみても、傾向は似ており、最も導入を希望する割合が低い川東エリアでも、70%以上の方が導入を希望している。

エリア	回答世帯数	是非導入すべきである	率	どちらかと言えば導入すべきだ	率	導入すべきではない	率	わからない	率	無回答	率
上部西	194	104	53.6%	47	24.2%	7	3.6%	29	14.9%	7	3.6%
上部東	173	96	55.5%	37	21.4%	9	5.2%	28	16.2%	3	1.7%
川東	149	68	45.6%	38	25.5%	11	7.4%	27	18.1%	5	3.4%
不明	3	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	66.7%	1	33.3%
計	519	268	51.6%	122	23.5%	27	5.2%	86	16.6%	16	3.1%



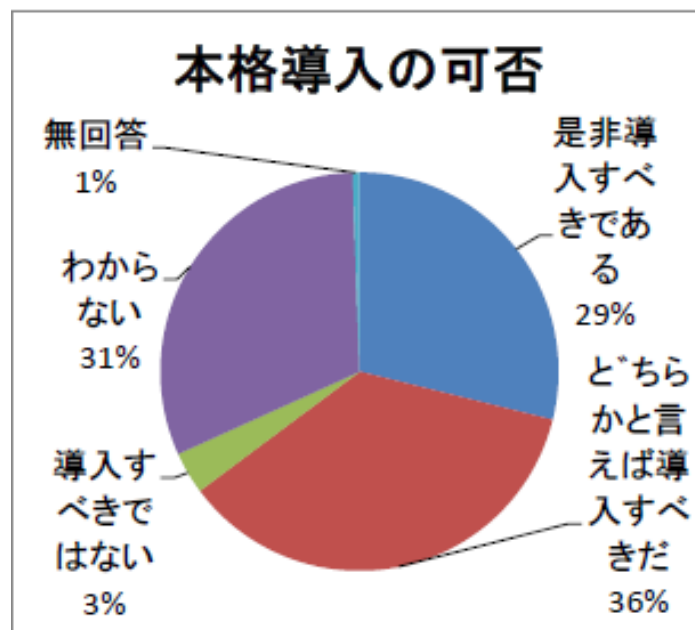
○市民アンケート結果

回答の内訳は、「是非本格導入すべきである」が約29%、「どちらかと言えば本格導入すべきだ」が約36%、「本格導入すべきでない」が約3%、「わからない」が約31%であり、「是非本格導入すべきである」と「どちらかと言えば本格導入すべきだ」を合わせると、約65%の方が本格導入を望み、「導入すべきでない」と考える人は少ないことが分かる。

なお、地区別にみても、デマンドタクシー導入を望む割合は、川西、川東、上部地区共に60%以上であり、大きな差はない。

地区別

校 区	回答数	是非導入すべきである	率	どちらかと言えば導入すべきだ	率	導入すべきではない	率	わからない	率	無回答	率
新居浜	33	8	24.2%	13	39.4%	1	3.0%	10	30.3%	1	3.0%
宮 西	27	6	22.2%	10	37.0%	2	7.4%	9	33.3%	0	0.0%
金 子	78	19	24.4%	34	43.6%	2	2.6%	23	29.5%	0	0.0%
金 栄	28	7	25.0%	13	46.4%	2	7.1%	6	21.4%	0	0.0%
惣 開	14	3	21.4%	8	57.1%	0	0.0%	3	21.4%	0	0.0%
若 宮	7	0	0.0%	6	85.7%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%
川西地区計	187	43	23.0%	84	44.9%	7	3.7%	52	27.8%	1	0.5%
高 津	77	25	32.5%	27	35.1%	3	3.9%	22	28.6%	0	0.0%
浮 島	18	7	38.9%	5	27.8%	0	0.0%	6	33.3%	0	0.0%
垣 生	29	9	31.0%	10	34.5%	0	0.0%	10	34.5%	0	0.0%
神 郷	66	15	22.7%	18	27.3%	2	3.0%	31	47.0%	0	0.0%
多喜浜	23	15	65.2%	5	21.7%	0	0.0%	3	13.0%	0	0.0%
大 島	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
川東地区計	214	72	33.6%	65	30.4%	5	2.3%	72	33.6%	0	0.0%
泉 川	55	8	14.5%	21	38.2%	1	1.8%	25	45.5%	0	0.0%
中 萩	119	34	28.6%	44	37.0%	7	5.9%	33	27.7%	1	0.8%
船 木	40	16	40.0%	14	35.0%	0	0.0%	9	22.5%	1	2.5%
大生院	29	13	44.8%	9	31.0%	0	0.0%	7	24.1%	0	0.0%
角 野	83	25	30.1%	24	28.9%	5	6.0%	28	33.7%	1	1.2%
上部地区計	326	96	29.4%	112	34.4%	13	4.0%	102	31.3%	3	0.9%
不 明	3	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%	0	0.0%
計	730	211	28.9%	262	35.9%	25	3.4%	228	31.2%	4	0.5%



2 新居浜市地域公共交通総合連携計画の対象区域

新居浜市地域公共交通総合連携計画の区域は、日常生活に関して形成される交通圏である新居浜市全域とします。

3 新居浜市地域公共交通総合連携計画の基本方針

現在、バス交通の利用できる地域は人口ベースで50%程度と低い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存しています。また、高齢化の進展により、今後、自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくることが明らかです。

これに対して、バス交通空白地域が集中する川東エリア、上部東エリア、上部西エリアにデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保することを目指します。なお、デマンド型乗り合いタクシーは、路線バスやタクシーを補完するもので、双方の中間に位置する公共交通として位置づけて共存を図ることとします。

また、市民にとってより利用しやすい公共交通をつくるためには、市民、市、交通事業者が協働して、利用促進策を実施することが重要となります。

そのため、地域協働推進事業として、公共交通ガイドブックの発行やバス停への路線図等の掲示を行い、バスの利用促進を図るとともに、バスの乗り方教室といったモビリティマネジメント等を実施することとします。

4 新居浜市地域公共交通総合連携計画の目標

バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築します。

また、市民に対して公共交通の利用の促進を図り、モビリティマネジメント等を実施することにより、公共交通に対する意識を高揚させ、自動車利用から公共交通利用への転換を図ります。

5 各事業の概要及び実施主体

(1) 新居浜市デマンドタクシー運行事業

① 事業の内容

デマンド型乗り合いタクシーの運行

② 実施期間

平成26年度～

③ 実施主体

市・新居地区旅客自動車協同組合・新居浜市地域公共交通活性化協議会

④ 事業の概要

平成23年度から25年度までの3年間で実証運行を実施したデマンド型乗り合いタクシーを、平成26年度（平成26年10月）から本格運行に移行します。なお、本格運行移行後も、必要に応じて適宜見直しを行い、改善改良を加えていきます。

⑤ 運行エリア

川東エリア、上部東エリア、上部西エリア

⑥ 運行形態

登録制、予約制、乗り合いで、原則的にエリア内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型乗り合いタクシーとします。

⑦ 利用者

各運行エリア内のバス交通空白地域（バス停留所から300m以上離れている地域）に居住する者を原則とします。ただし、バス停留所の近くにお住まいの方でも、お身体のご事情などによりバス利用が困難な方は、利用できるものとします。

⑧ 乗り降りできる場所

- ・各エリア内の登録者自宅
- ・交通結節点（バス停留所・駅・港等）
- ・医療・福祉施設（病院・診療所、歯科医院、介護施設等）
- ・金融機関（銀行、金庫、農協、郵便局等）
- ・商業施設（理美容室、各種小売店、飲食店等）
- ・保育・教育施設（保育所、幼稚園、小・中・高校等）
- ・公共施設（支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等）
- ・その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設（新居浜駅等エリア外を含む）

⑨ 運行日、運行時間帯

月曜日から金曜日までの平日（土・日曜・祝休日・年末年始は運休）、午前9時から午後5時まで、一日8便の運行とします。ただし、必要に応じて適宜見直すこととします。

⑩ 利用料金

大人（中学生以上）500円、小人（小学生以下）250円とし、各種割引制度を設定します。ただし、必要に応じて適宜見直すこととします。

⑪ 運行車両及び台数

各エリア、各便ごとに、セダン型タクシー車両2台までの運行とします。ただし、必要に応じて適宜見直すこととします。

⑫ 運行事業者

道路運送法第4条に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたタクシー事業者により運行します。

平成26年度 デマンド型乗り合いタクシーの運行計画

名称		新居浜市デマンドタクシー		
エリア区分		川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
営業区域		多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区	船木校区、泉川校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東・立川地区)	大生院校区、中萩校区、泉川校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西・立川地区を除く)
運送の区間	運行エリア内で行き先として指定できる施設	①登録者自宅 ②交通結節点 (バス停留所・駅・港等) ②医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等) ③金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局等) ④商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店等) ⑤保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校等) ⑥その他公共施設(支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)		
	運行エリア外で行き先として指定できる施設	新居浜駅 元塚バス停留所	新居浜駅 市役所上部支所、上部西エリア内の東川以東の病院・指定薬局	新居浜駅 上部東エリア内の国領川以西の病院・指定薬局
運送の区間の図面		<p>川東エリアは、【高津・浮島・垣生・神郷・多喜浜校区】にお住まいの方が利用できます。※大島の方は黒島渡海船待合所まで送迎します。</p> <p>上部西エリアは、【大生院校区・中萩校区、角野・泉川校区のうち県道「新居浜角野線及び別子山線」より西側】にお住まいの方が利用できます。</p> <p>上部東エリアは、【船木校区、角野・泉川校区のうち県道「新居浜角野線及び別子山線」より東側、立川地区】にお住まいの方が利用できます。</p> <p>上部東エリアの方が通院に限り直接行ける地域(東川まで)</p> <p>上部西エリアの方が通院に限り直接行ける地域(国領川まで)</p>		

運行日	週5日(月曜日から金曜日) ※土・日曜・祝休日は運休			
運行時間帯	午前9時から午後5時まで			
利用料金	大人(中学生以上) 1回乗車 500円 小人(小学生以下) 1回乗車 250円 ※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料 ※障がい者等及び介護者(1名)、運転免許証自主返納者は半額(端数は10円単位で繰り上げ)			
運行事業者	道路運送法第4条に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたタクシー事業者			
運行車両	乗用との併用とし、乗合での使用のない時に乗用として使用する			
時刻表 (各エリア共通)	行き・帰り 共通			
	1便	9:00	5便	13:00
	2便	10:00	6便	14:00
	3便	11:00	7便	15:00
	4便	12:00	8便	16:00
利用方法				
<p>1. 利用する方は、事前に利用登録(無料)が必要です。「利用登録票」を、利用希望日の2週間前までに、市役所運輸観光課まで提出します。(電話受付可) 登録票の用紙は、新居浜市役所ホームページからもダウンロードできます。</p> <p>2. 利用者は、利用対象地区に居住する方です。年齢などの制限はありませんが、既存の路線バス停留所沿線(概ね停留所から直線距離300m内)に住む方は、路線バスを利用して頂くため、原則的に利用できないこととします。</p> <p>3. 登録後、協議会事務局から登録証を送付します。</p> <p>4. 予約は、各エリアの運行を担当するタクシー事業所で電話受付を行います。 ※電話予約の例 「デマンドタクシーの予約をお願いします。登録番号は〇-〇番、名前は〇〇〇〇、住所は〇〇町〇番地です。〇日の〇時の便で、自宅から〇〇病院まで予約します。帰りは、〇時の便で、〇〇病院から自宅まで予約します」</p> <p>5. 予約受付は、利用希望日の1週間前(同じ曜日)の午前8時30分から受け付け、締め切りは各時刻の30分前までとします。</p> <p>6. 時刻表は、一番最初に乗る場所の出発時間を示していますので、二番目以降の場合は、到着時刻が遅れる場合があります。</p> <p>7. 利用日当日は、ご自宅でお待ちいただきますが、道路事情によって車両が進入できない場合は、自宅近くの進入できる場所から乗車していただくこととします。</p> <p>8. 利用料金は、乗車時に、運転手にお支払いいただくこととします。なお、障がい者等割引、運転免許返納割引を受けられる方は、乗車時に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、特定疾患医療受給者証、運転経歴証明書、四隅穴をあけた旧免許証、申請による運転免許の取消通知書のいずれかを提示してください。</p>				

運送の区間一覧

区分名	小学校区	住所・地番
川 東 エリア	多喜浜	楠崎一丁目(2番、4番(神郷小学校の区域を除く。))、多喜浜一丁目(1番から7番まで、8番(神郷小学校の区域を除く。))、9番、10番)、多喜浜二丁目、多喜浜三丁目、多喜浜四丁目(1番から7番まで、8番(神郷小学校の区域を除く。))、11番、12番)、多喜浜五丁目(1番から9番まで、10番(神郷小学校の区域を除く。))、11番、12番)、多喜浜六丁目、阿島一丁目、阿島二丁目、阿島三丁目、阿島四丁目、阿島、荷内町、黒島一丁目、黒島二丁目、黒島、大島
	神 郷	郷一丁目(2番から6番まで、8番から16番まで)、郷二丁目、郷三丁目、郷四丁目、郷五丁目(1番、3番から9番まで)、東雲町三丁目(9番)、清住町、落神町、又野一丁目、又野二丁目、又野三丁目、高田一丁目・高田二丁目(2番から5番まで)、田の上一丁目、田の上二丁目、田の上三丁目、田の上四丁目(1番から5番まで、10番から12番まで)、松神子一丁目、松神子二丁目、松神子三丁目、松神子四丁目、神郷一丁目、神郷二丁目、楠崎一丁目(1番、3番、4番33号から46号まで・60号から62号まで・65号・66号、5番から8番まで)、楠崎二丁目、多喜浜一丁目(8番1号から16号まで・56号から89号まで)、多喜浜四丁目(8番1号から11号まで・28号から53号まで、9番、10番)、多喜浜五丁目(10番1号から8号まで)、郷、郷乙
	垣 生	垣生一丁目、垣生二丁目、垣生三丁目、垣生四丁目、垣生五丁目、垣生六丁目(2番から14番まで)、八幡一丁目(1番から8番まで)、八幡三丁目(2番、3番、4番(浮島小学校の区域を除く。))、9番(浮島小学校の区域を除く。))、10番(浮島小学校の区域を除く。))、長岩町、垣生
	浮 島	松の木町(2番から13番まで)、宇高町四丁目、宇高町五丁目(10番、11番、14番、15番)、垣生六丁目(1番、15番)、八幡一丁目(9番から21番まで)、八幡二丁目、八幡三丁目(1番、4番4号から18号まで・36号・40号・43号、5番から8番まで、9番3号・39号から54号まで、10番38号から48号まで)
	高 津	宇高町一丁目、宇高町二丁目、宇高町三丁目、宇高町五丁目(1番から9番まで、12番、13番)、沢津町一丁目、沢津町二丁目、沢津町三丁目、東雲町一丁目、東雲町二丁目、東雲町三丁目(1番から8番まで)、松の木町(1番)、高津町、清水町、南小松原町、桜木町、郷一丁目(1番、7番)、郷五丁目(2番)、高田二丁目(1番、6番)、田の上四丁目(6番から9番まで)
	エリア外	新居浜駅(坂井町二丁目)、元塚バス停留所(若水町二丁目、新須賀町三丁目、菊本町一丁目)

区分名	小学校区	住所・地番
上部東 エリア	船 木	船木、七宝台町
	泉 川 ※主要地方 道新居浜角 野線・新居 浜別子山線 以東	松木町(1番、2番の一部、3番の一部、5番から6番まで)、西喜光地町(2番の一部、3番、4番の一部、8番の一部、9番の一部)、喜光地町一丁目6番から14番まで)、松原町、坂井町三丁目、瀬戸町、寿町、星原町、上泉町、外山町、岸の上町一丁目、岸の上町二丁目、城下町(7番)、下泉町一丁目、下泉町二丁目、観音原町、東田一丁目、東田二丁目、東田三丁目、国領一丁目、光明寺一丁目、光明寺二丁目
	角 野 ※主要地方 道新居浜角 野線・新居 浜別子山線 以西、立川 町	喜光地町二丁目(3番から9番まで)、中西町、宮原町、中筋町一丁目、北内町一丁目、北内町二丁目、北内町三丁目、北内町四丁目、吉岡町、角野新田町一丁目、角野新田町二丁目、角野新田町三丁目、種子川町、角野、立川町
	エリア外	新居浜駅(坂井町二丁目)、新居浜市役所上部支所(喜光地町一丁目)、上部西エリア内の東川以東の病院・指定薬局
上部西 エリア	大生院	大生院
	中 萩	萩生、横水町、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、中萩町、上原一丁目、上原二丁目、上原三丁目、上原四丁目、中村一丁目、中村二丁目(1番から15番まで)、中村三丁目(3番から11番まで)、中村四丁目(3番から9番まで、11番、15番から18番まで)、御蔵町(2番、3番)、中村松木一丁目、中村松木二丁目、土橋一丁目、土橋二丁目(1番から10番まで、13番、14番)、大永山(出口)
	泉 川 ※主要地方 道新居浜角 野線・新居 浜別子山線 以西	松木町(2番の一部、3番の一部、4番)、西喜光地町(1番、2番の一部、4番の一部、5番から7番まで、8番の一部、9番の一部、10番から11番まで)、喜光地町一丁目(1番から5番まで)、
	角 野 ※主要地方 道新居浜角 野線・新居 浜別子山線 以西(立川 町を除く)	土橋二丁目(11番、12番、15番から17番まで)、中村二丁目(16番)、中村三丁目(1番、2番)、中村四丁目(1番、2番、10番、12番から14番まで)、御蔵町(1番、4番から13番まで)、喜光地町二丁目(1番から2番まで)、西泉町、西連寺町一丁目、西連寺町二丁目、篠場町、山田町、山根町、中筋町二丁目
エリア外	新居浜駅(坂井町二丁目)、上部東エリア内の国領川以東の病院・指定薬局	

(2) 地域協働推進事業

① 事業の内容

公共交通ガイドブックの発行、モビリティマネジメントの実施

② 実施期間

平成26年度～平成28年度

③ 実施主体

市・バス事業者・新居浜市地域公共交通活性化協議会

④ 事業の概要

事業 【実施主体】	概要
公共交通ガイドブックの発行 【市・バス事業者・地域公共交通活性化協議会】	公共交通ガイドブックの作成・配布
モビリティマネジメントの実施 【市・バス事業者・地域住民・企業・地域公共交通活性化協議会】	市内小学校及び老人クラブを対象としたバスの乗り方教室の開催 企業による自主的なエコ通勤の実施
割引体験乗車券の配布 【市・バス事業者・地域公共交通活性化協議会】	バスの乗り方教室対象者へ割引体験乗車券の発行
バス停への情報掲示 【バス事業者】	路線図及び乗換案内の作成・設置

6 計画期間

平成26年度～平成30年度

7 法第6条に定める協議会の有無

有り

- (1) 設立年月日 平成22年11月9日
- (2) 名称 新居浜市地域公共交通活性化協議会
- (3) 構成員 新居浜市、新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、社団法人愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、愛媛県東予地方局、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、新居浜警察署、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市女性連合協議会、新居浜市社会福祉協議会、新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局

8 法第5条第6項に定められている関係者との協議

新居浜市地域公共交通活性化協議会における協議

- (1) 平成24年11月20日 平成24年度第2回会合
デマンドタクシー本格運行移行の可否について協議
- (2) 平成25年 3月25日 平成24年度第3回会合
平成25年10月以降のデマンドタクシーの運行方針(案)について協議
- (3) 平成26年 2月20日 平成25年度第3回会合
デマンドタクシー本格運行移行の可否について協議
- (4) 平成26年 3月28日 平成25年度第3回会合
新居浜市地域公共交通総合連携計画(案)について協議

9 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

- (1) 新居浜市地域公共交通活性化協議会に、住民、地域公共交通の利用者、関係する公共交通事業者、道路管理者、警察署等が参画して、意見を反映。
- (2) 平成24年7月現在の登録者及び利用対象地域の単位自治会長に対し、デマンドタクシー本格運行移行の可否についてアンケート調査を実施して、計画作りに反映。

①登録者アンケート

- ・対象者：7月31日現在の20歳以上の登録者 702人
- ・実施期間：平成24年8月17日～8月31日
- ・内容：デマンドタクシー本格運行移の可否等
- ・結果：回答者数 252人(35.9%) 9割近くが運行継続を希望。

②自治会長アンケート

- ・対象者：現利用対象地域の単位自治会長 58人
- ・実施期間：平成24年8月23日～9月14日
- ・内容：デマンドタクシー本格運行移行の可否等
- ・結果：対象者全員から回収。8割近くが運行継続を希望。

(3) 平成25年12月現在の登録世帯及び市民2,000人に対し、デマンドタクシー本格運行移行の可否についてアンケート調査を実施して、計画作りに反映。

①登録世帯アンケート

- ・対象者：12月31日現在の登録世帯 990世帯
- ・実施期間：平成26年1月15日～1月31日
- ・内容：デマンドタクシー本格導入の可否等
- ・結果：回答世帯数 519世帯(52.4%) 約75%が本格導入を希望。

②市民アンケート

- ・対象者：12月31日現在の20歳以上の市民2,000人を無作為抽出
- ・実施期間：平成26年1月15日～1月31日
- ・内容：デマンドタクシー本格導入の可否等
- ・結果：回答者数 730人(36.5%) 約65%が本格導入を希望。